

和歌山縣報

第四百八十四號

大正六年八月二十一日
金 曜 日

○縣令

○和歌山縣令第一七號

明治三十九年六月縣令第三十一號理髮營業取締規則左ノ通り改正ス

大正六年八月二十日

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

理髮營業取締規則

第一條 本則ニ於テ理髮營業者ト稱スルハ毛髮ノ剪剃、結束若ハ色染、癖直、襟直ヲ業トスル者ヲ謂ヒ理髮従業者トハ是等ノ業務ニ従事スル者又ハ之ヲ補助スル者ヲ謂フ

第二條 理髮營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項（關係ナキ事項ハ之ヲ具スルヲ要セス）ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ、第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
出稼營業ヲ爲ス者ハ其ノ鑑札ヲ受クヘシ

- 一 族籍、住所、氏名、年齢
- 二 營業所ノ位置、構造設計（平面圖添付ヲ要ス）
- 三 従業者ノ族籍、住所、氏名、年齢並醫師ノ健康診斷書

四 理髮料(組合ヲ設置シタル區域内ヲ除ク)

五 出稼營業ノミニ從事シ又ハ之ヲ兼ムトスルモノハ其ノ旨

六 組合ヲ設立シタル區域内ニ在リテハ其ノ組合長ノ連署

第三條 理髮營業者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察

官署ニ届出ツヘシ

但シ族籍、住所、氏名變更ノ場合ハ許可證、鑑札ノ書換ヲ申請シ廢業ノ場合ハ許可證、鑑札ヲ

返還シ休業ノ場合ハ之ヲ假納スヘシ

一 第二條第一號第三號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 法定代理人、保佐人又ハ夫ニ異動ヲ生シタルトキ

三 從業者ニシテ第十一條ノ疾病ニ罹リ又ハ其ノ治癒シタルトキ

四 廢業又ハ一箇月以上休業セムトスルトキ、營業者死亡シタル場合ニ於テ、本條ノ届出ハ戶籍

法ニ依ル届出義務者、一箇月以上行衛不明トナリタルトキハ戶主、家族、最近親族ニ於テ之

ヲ爲スヘシ

第四條 理髮營業所ノ構造設備ハ左ノ制限ニ據ルヘシ

一 地床竝洗場ハ板張若ハ不透透質ノ材料(リノイエーム「アスファルト」石、煉瓦、漆喰、「コンクリート」等ノ類)ヲ以テ築造シ洗場ニ

ハ同質ノ材料ニテ適當ナル排水溝ヲ設クルコト

二 適當ナル採光、換氣窓ヲ設クルコト

三 營業用器具ハ從業者一人ニ付二組以上ヲ設備スルコト

所轄警察官署ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ノ制限ニ斟酌ヲ加フルコトヲ得

第五條 營業所ノ新築又ハ改築ヲナサムトスルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ其ノ工事落成シタルトキハ檢査ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第六條 營業者ハ常ニ消毒器具並消毒藥品ヲ備ヘ客ノ身體ニ直接使用シタル器具物品ハ一客ノ理髪ヲ終ル毎ニ左ノ方法ノ一ニ依リ消毒ヲ行フヘシ

一 煮沸消毒 沸騰後十分間以上

二 蒸氣消毒 流通蒸氣攝氏百度ニテ三十分以上

三 「フォルマリン」蒸氣消毒 内容一立方尺(一尺四方)ニ付六、〇瓦ノ「グリコフォルマリン」

(日本藥局方)フォルマリン九分同「グリセリン」一分ヲ蒸發セシメ間斷ナク攝氏三十度以上ノ溫度ヲ保チ得ル密閉裝置中ニ於テ三十分間以上

但作業中ハ該裝置内ニ常ニ藥液ヲ前溫度ニテ蒸發セシムヘシ

四 藥液消毒

三「プロセント」石炭酸水
(石炭酸三分
水九十七分)

日本藥局方「フォルマリン」水

(フォルマリン一分
水三十四分)

同 「クレアール」水

(「クレアール」石鹼液六分
水九十四分)

同 稀酒精

(酒精七分
水三分)

右何レモ二十分間以上浸漬スルコト、但該消毒液ノ汚染シタルトキハ新ニ取替フルコト

前項以外ノ消毒方法ヲ行ハムトスルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 従業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 營業所ハ常ニ清潔ヲ保持シ毛髪等ノ廢棄物ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ納ムルコト
- 二 就業中ハ身体、衣服ヲ清潔ニシ清淨ナル筒袖白衣ヲ着用スルコト
- 三 顔面及前頸部剪剃中ハ呼吸器ヲ使用スルコト
- 四 一客ニ接スル毎ニ就業前石鹼ヲ以テ手指ヲ洗淨スルコト
- 五 被布ハ清潔ナル白布ヲ使用シ頸卷ハ清潔ナル紙片ヲ用キ一客毎ニ取替フルコト
- 六 椅子ハ清潔ナル白布ヲ以テ被覆シ其ノ枕ハ清潔ナル紙片ニテ被ヒ紙片ハ一客毎ニ之ヲ取替フルコト
- 七 剃刀拭ハ清潔ナル紙片若クハ棉花等ヲ用キ一客毎ニ之ヲ取替フルコト
- 八 剃毛ノ際濕ス液ハ一客毎ニ取替ヘ其ノ容器ハ都度洗淨シ鼻孔ヲ濕スニハ一回毎ニ清潔ナル棉花ヲ使用スルコト
- 九 客ノ需アルニ非サレハ耳鼻孔ヲ剃ラサルコト
- 十 洗面器(手洗鉢トモ云フ)ハ金屬製、陶磁器、珐瑯掛等ノ滑澤ナル不滲透質ノモノヲ備ヘ置キ一客毎ニ石鹼、曹達等ヲ以テ充分洗淨スルコト
- 十一 貯水器ノ水ハ毎日取替ヘ掃除スルコト
- 十二 消毒未済ノ手拭ヲ客ニ貸與セサルコト

十三 結核、癩、微毒、禿頭病、其ノ他傳染性疾患ノ疑アル客ニ對シテハ他ニ病毒傳播ノ虞ナキ様注意シ理髪ヲ爲スコト

但此ノ場合ニ於テハ其ノ使用シタル物品（前條ニ依リ消毒スル以外ノ物品ヲ謂フ）及場所ハ之ヲ消毒シ其ノ剪剃シタル毛髮ハ之ヲ消毒若ハ燒棄スルコト

十四 營業所ニ使用スル石油燈火器ノ油壺ハ金屬質ニアラサレハ之ヲ使用スヘカラザルコト

十五 寄贈ノ祝儀其ノ他ノ物品又ハ其ノ包裝ヲ營業所内ニ陳列又ハ掲記スヘカラサルコト

十六 公安風俗衛生上ニ關シ所轄警察官署ヨリ指示セラレタル事項

十七 出稼營業ノ際ハ常ニ鑑札ヲ携帯シ警察官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スルコト

第八條 營業所ニハ客ノ見易キ場所ニ第六條ノ消毒方法及第七條第三號乃至第十一號ノ事項並理髪

料ヲ揭示スヘシ

第九條 所轄警察官署ハ理髪營業所及營業用器具被服等ノ檢査ヲ爲シ必要ト認ムルトキハ之カ改造

修理、設備、又ハ掃除若ハ理髪料ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命

スルコトアルヘシ

一 組合ヲ設立シタル區域内ノ營業者ニシテ其ノ組合ニ加入セス又ハ組合ヲ紊亂スルノ行爲アリ

タルトキ

二 許可後三箇月以内ニ開業セサルトキ

三 六箇月以上休業シタルトキ

四 六箇月以上行衛不明トナリタルトキ

五 本則ニ違反シ又ハ本則ニ基ク處分ニ從ハサルトキ

前項取消處分ヲ受ケタルモノト雖改悛ノ狀顯著ナルトキハ所轄警察官署ニ於テ更ニ許可ヲ與フルコトアルヘシ

第十一條 業務上危害ノ虞アル精神病、神經糸病、癩、結核、蝕毒、疥癬、トラホーム、其ノ他傳染性ノ疾患アルモノハ業務ニ從事スルコトヲ得ス、但シ所轄警察官署ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ營業者ニ對シ醫師ヲ指定シテ從業者ノ健康診斷書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第十三條 營業者ニ於テ組合ヲ設立セムトスルトキハ所轄警察官署ノ管轄區域内ノ營業者三名以上發起人トナリ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得規約ヲ設ケ其發起人ヨリ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ、但土地ノ狀況ニ依リ同一警察官署管轄區域内ニ二以上ノ組合ヲ設立スルコトヲ得認可ヲ受ケタル規約ヲ變更セムトスルトキハ組合長ヨリ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

組合ヲ設立シタル區域内ニ於テ營業スル者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ
第一項ノ認可ヲ受ケタル組合ニシテ解散セムトスルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得其ノ旨所轄警察官署ニ届出ツヘシ

組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 組合ノ名稱區域

二 組合事務所ノ位置

三、組合役員ノ名稱、員數並職務權限ニ關スル件

四 組合事務ニ關スル件

五 理髮料ニ關スル件

六 組合ノ會計ニ關スル件

七 取締規則ノ勵行並業務ノ改良進歩及衛生ニ關スル件

八 組合規約違反者處分ニ關スル件

九 組合規約ノ變更及組合解散ニ關スル件

十 前各號ノ外必要ナル事項

所轄警察官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ組合規約ノ改正又ハ役員ノ改選ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ解任セラレタル者ハ三箇年間役員タルコトヲ得ス

第十四條 本則ニ關スル願届ニシテ營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人之ヲ爲シ準禁治產者若ハ有夫ノ婦ナルトキハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス、但民法第六條第一項第十五條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 許可ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シ又ハ理髮料ヲ變更シ若ハ第三條第五條乃至第八條第十一條ニ違反シタル者又ハ第九條第十二條ノ命令ニ従ハサル者若ハ第九條ノ檢査ヲ拒ミタル者又ハ停止中營業ヲ爲シタルモノハ科料ニ處ス

第十六條 營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス

但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニアリテハ此ノ限ニアラス

營業者ハ從業者ニシテ本則ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ラサルノ故ヲ以テ

處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十七條 女髮結若ハ襟直、色染、癖直ノミヲ業トスルモノニハ本則第四條第一項第一號ハ之ヲ適

用セス

附 則

第十八條 本則ハ大正六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス第十九條從來ノ營業者ニシテ本則施行ノ際現ニ

營業ヲ爲シ尙引續キ營業セムトスルモノハ本則施行後二箇月以内ニ第二條第一項第一號第二號

第三號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヘ届出フヘシ此ノ場合ニ於テハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモ

ノト看做ス、但シ理髮料ニ付テハ其ノ許可ヲ受ケ出稼營業者ニアリテハ其ノ鑑札ヲ受クヘシ

從來設立シタル組合ニシテ其ノ規約所定ノ事項第十三條第五項ノ各號ニ該當セサルモノハ本則

施行後二箇月以内ニ改訂シ組合長ヨリ所轄警察官署ヘ届出其ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 本則施行以前ニ設ケタル營業所ニシテ其ノ構造設備第四條ニ適合セサルモノハ改築ノ際

本則ニ據ルヘシ、但シ所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ期限ヲ附シテ改築若ハ設備ヲ命

スルコトアルヘシ

○ 告 示

○和歌山縣告示第二五一號

左記豫定ヲ以テ加太及由良方面ニ於テ實彈射擊演習施行ニ付別紙區域内ハ射擊間特ニ危險ニ付一般住民ニ警戒ヲ加ヘラレ度旨重砲兵第三聯隊ヨリ通知アリタリ

大正六年八月二十一日

和歌山縣知事

鹿子木 小五郎

記

自九月十二日
至全 十五日

城ヶ崎

加太方面

九月十七日

田倉崎

自九月十六日
至九月十八日

小佐昆

自九月十九日
至九月二十日

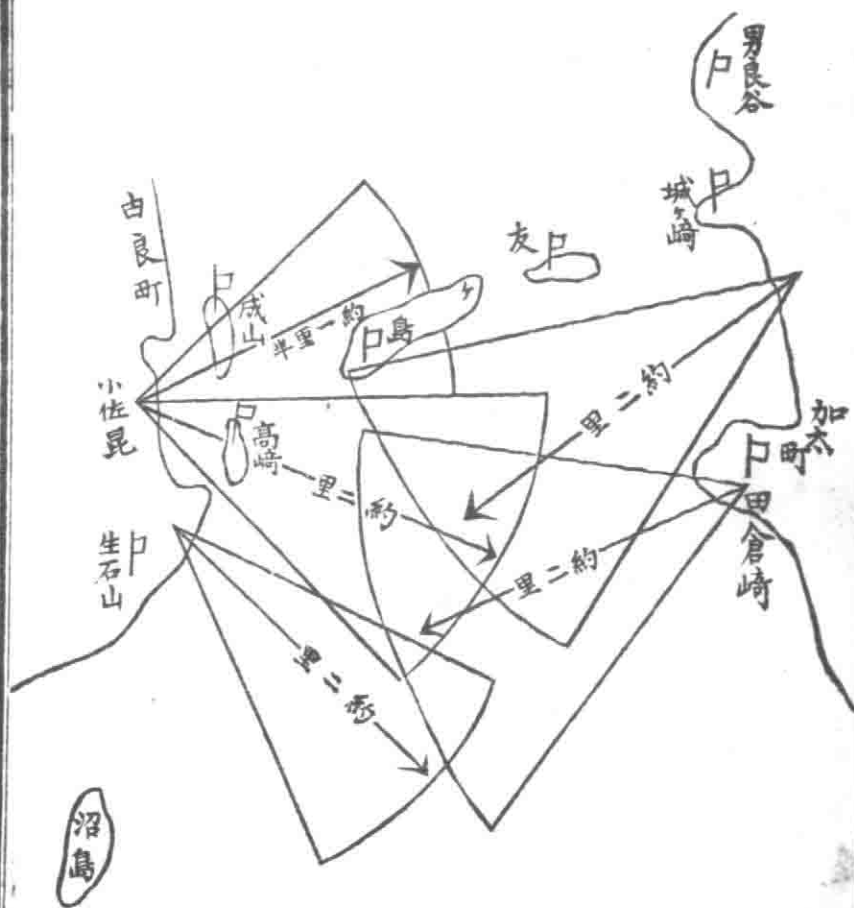
生石山

由良方面

九月二十二日

生石山

射擊區域略圖



備考

表中旗印ハ誓

戒旗ノ位置ヲ

示ス

○和歌山縣告示第二五二號

大正六年八月十七日左記ノ區域ニ於テ耕地整理施行ノ件認可セリ
大正六年八月二十一日

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

記

一、區域 西牟婁郡東富田村大字富田字大高瀬地内

○和歌山縣告示第二五三號

東牟婁郡那智村役場位置ハ今般大字天満百九拾九番地ニ變更セリ
大正六年八月二十一日

和歌山縣知事 鹿子木 小五郎

○ 辞 令

○大正六年七月二十八日

公立中學校長 松原 得 悟

八級俸下賜
大正六年八月一日

公立實業學校長 谷 口 重

十二級俸下賜

○大正六年八月七日

願ニ依リ和歌山縣那智郡立粉河高等女學校教授囑託ナ履ク
慰勞トシテ金拾圓ヲ給ス

○大正六年八月八日

月俸參拾八圓ヲ給ス
願ニ依リ職務ヲ免ス

土木技手 久保田 金藏

掛 下 勝

給六級俸

西牟婁郡書記

岩田 賢三

和歌山縣警察書記ヲ命ス

月俸拾七圓ヲ給ス

鈴木 義夫

警察部保安課勤務ヲ命ス

日高郡立實科高等女學校助教諭心得

玉置 千代

顧ニ依リ職務ヲ免ス

中村 光藏

和歌山縣農ヲ命ス

月俸拾六圓ヲ給ス

第一工區出張所勤務ヲ命ス

和歌山縣農事講習所技手
兼和歌山縣原蠶繭製造所技手

奥本 義清

顧ニ依リ職務ヲ免ス

警部補

山田 富次郎

警部事務練習ノ爲上京ヲ命ス

警部補

増育 英和

警察事務練習ノ爲上京ヲ命ス

警部補

山本 成

(各 通)

警部補

小林 利八

大正六年七月廿一日刑事被告人竹中康ヲ和歌山警察署ニ引致
監視中看守巡査ノ劍ヲ以テ致命ノ自殺ヲ圖ルニ心付カス加之
部下巡査ヲ監視任務中佩劍ヲ其室ニ置上ルカ如キハ不注意ノ

甚シキモノニシテ畢竟主任トシテ平素部下監督訓練宜ク得テ
ル結果ニ外ナラス職務怠慢ノ責ヲ免レサルモノトス仍テ文官
懲戒令ニ依リ罷責ス
○大正六年八月九日

和歌山縣那賀郡立野上農藝學校教諭ニ任ス

月俸貳拾七圓ヲ給ス

松本 ヒロエ

任和歌山縣西牟婁郡書記

給十級俸

小山 喜一

任和歌山縣西牟婁郡書記

給十級俸

鈴木 達三

任和歌山縣海草郡技手

給月俸壹圓

奥 義彦

病蟲害驅除隊防督勵員ヲ命ス

屬

小林 宏一

本月三日伊都郡役所縣出納吏交替ニ付前任者ノ取扱ニ依リ帳

簿及金帳ノ檢査ヲ命ス

農林學校林業助手

中村 彌之助

顧ニ依リ職務ヲ免ス

○大正六年八月十日

臨時農業取締吏員

南方 壽三郎

和歌山縣署取締吏員ヲ命ス

月俸拾八圓ヲ命ス

田邊支所勤務ヲ命ス

臨時買収取締吏員

山根定吉

實業取締所勤務ヲ命ス

○大正六年八月十一日

公立實業學校教諭

大久保敏

十級俸下賜

○大正六年八月十五日

伊都郡書記

田中悠太郎

依願免本官

西尾町立女子技藝學校訓導

高田テツ

和歌山縣日高郡立實科高等女學校教諭兼和歌山縣日高郡立實

科高等女學校會監ニ任ス

七級俸(當分月俸四拾參圓)ヲ給ス

兼職月手當五圓ヲ給ス

○衛生

○衛第六〇七〇號

大正六年八月六日(自八月四日正午至八月六日正午間報告到着ノ分)

傳染病日報

內務省衛生局

任和歌山縣屬

給六級俸

內務部勸業課勤務ヲ命ス

西牟婁郡書記

上田莊太郎

○町村吏員異動

○大正六年八月十七日認可

日高郡上南郡村長

西川興四郎

東牟婁郡數屋村助役

倉家佐助

○彙報

○官廳事項

○任命 和歌山縣技師和田亮春ハ八月七日土地收用法第卅八條

第二項ニ依リ和歌山縣收用審査會委員ヲ命セラレタリ

ベ ス ト

新患者發生有齒鼠發見報告ナシ

痘 瘡

新患者發見報告ナシ

發疹チアス

府縣 新患者發生郡市名

新患者數

北海道 函館區

一

○衛第六〇七一號

「アデン」ニ於ケルベストニ關スル件

本件ニ關シ神奈川縣港務部ヨリ左ノ通り通報アリタリ

(大正六年八月六日內務省衛生局)

馬耳塞ヨリ本日來港ノ佛國漁船「アルマン、ベヒ」號携帶ノ佛國官憲發給ニ係ル健全証書ニヨレバ「アデン」ニハ四月一日ヨリ六月十六日ニ至ル期間ニ於テベスト患者百二十一名全死者九十一名アリ爲御參考此段及通報候也

○衛第六〇八五號

大正六年八月七日(自八月六日正午至八月七日正午間報告到着ノ分)

傳 染 病 日 報

內務省衛生局

ベ ス ト

新患者及有齒鼠發見報告ナシ

痘 瘡

患者發生郡市名

新患者數

發疹チアス

府縣 新患者發生郡市名

府新

姫路市

一

秋田 南秋田郡

新患者數

二

兵庫

久留米市

合計

二

○衛第六一二五號

大正六年八月八日(自八月七日正午至八月八日正午間報告到着ノ分)

傳染病日報

內務省衛生局

ベ ス ト

新患者及有菌鼠發見報告ナシ

痘 瘡

府縣

新患者發見郡市名

新患者數

福嶋

石城郡

一

發疹ナシ

新患者發生報告ナシ

○正誤

本年八月十四日發行縣報第四八三號登載縣訓令第一四號農商務報告規程報告樣式中春夏秋蠶表中收繭高ノ欄前年豫想トナルハ前
年實數ノ誤

大正六年八月二十一日印刷
大正六年八月二十一日發行
每月代價日金曜日發行

和歌山縣知事官房

和歌山縣知事官房
和歌山縣人
和歌山縣市本町二丁目三番地
江川文七
發行所
新川町